

ンターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行わられるものに限る。第二十二条の五の二第一号及び第二十二条の五の二十九条第一項において同じ。）を行うことをいう。

この法律で、放課後等ディサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るために、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める者に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等ディサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を當む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を當む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十二条の五の六第一項又は第二十二条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類

及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画案」という。）を作成し、第二十二条の五の五第一項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第二十二条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十二条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十二条の五の七八第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又是その保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次の一障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）

二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により居間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、内閣府令で定めるところにより、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第二号に掲げる者を除く。）その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業をいう。

この法律で、養育支援訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、内閣府令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいふ。

八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。(以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の中間府令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

号 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する
乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しく
は幼児を保育するために自ら設置する施設
又は事業主から委託を受けて当該事業主が
雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼
児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を
実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の
雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼
児及びその他の乳児若しくは幼児を保育す
るために自ら設置する施設又は事業主団体
から委託を受けてその構成員である事業主
の雇用する労働者の監護する乳児若しくは
幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育
を実施する施設

二 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。
二 児童が円滑に外出することができるよう、
その移動を支援すること。

この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要的な支援を行う事業をいう。

この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所である。

が必要と認められる児童であつて満二歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

八 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律五百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼員（以下ハ「被監護者」という。）の扶養義務を負う。

所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

二 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育

二 児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するため自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況等の也或い是の情報を勘案して、保育

象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことによる意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関する知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとと

が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業の法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする

この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾患その他の事由により家庭において保育を受け付ける事業である。

にも、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整の他の必要な支援を行ふ事業をいう。

この法律で、妊娠婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じてゐる特定妊娠婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活相手べき住居に入居させ、又は当該事業に係る

二 満三歳以上の児童に係る保育の体制の整備
　　満三歳以上の児童に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育による保育を行う事業

することが困難となつた小学校に就学している原童であつて、疾病にかかつているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

この法律で、子育て援助活動支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる援

満たすべき住居の供給をもつては當課事務に依る所とし、事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童養護の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設、その他の関係機関との連絡調整、民法（明治一九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養

育を行う事業
この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

助のいづれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」とい

「子縁組」という。に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号の内閣府令で定

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

う。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をい

内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並

びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

内閣府令で定めるところにより、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者（以下この項において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行なう事業をいう。

この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内の閣府令で定める施設において、乳児又は幼兒であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼兒及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

一 内閣府令で定める人数以下の要保護児童を
者をいう。

養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府

三
三

第八条 第九項、第十八項の二十の二第二項、第三十五条第六項、第三十三条の十五第三項、第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉社に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（第九項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）

第三節 兒童福祉審議會等

指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院する障害児に對して行われる保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のた

施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理療育施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は独立行政法人国立病院機構

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼稚園、児童養護施設、児童養護施設、児童福利院、児童福利院

道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認める

四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）
三 第一号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、内閣府令で定めるところによつて限る。）（つづく。）

県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。一つうち、第三十

第九条 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的

こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第十八条の二十の二第二項、第二十七条第六項、第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、第三十五条第六項、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をることができる。

「こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならぬ。」

児童福祉審議会は、特に必要があると認められたときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に留意しなければならない。

都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第十條

事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

市町村長が任命する。
児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学
識経験のある者のうちから、都道府県知事又は

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。
所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。
一 医師であつて、精神保健に関する学識経験を有する者
二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修了した者を含む。）
三 社会福祉士
四 精神保健福祉士
五 公認心理師
六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの
所長は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならぬ。
司たる資格を有する者でなければならぬ。
判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者はこれに準する資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。
心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者は同項第五号に該当する者が含まれなければならない。
は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定めることとする。
一 時保護施設に配置する従業者及びその員数
二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
第十二条の五 この法律で定めるもののほか、当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行ふものとする。
一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
二 児童の健康相談に応じ、又は健診を行ふこと。
三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関する必要な助言を与えること。
児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、保健所に對し、保健指導その他の必要な協力を求めることができるものとする。
第五節 児童福祉司

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案し
て政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者であるうちから、任用しなければならない。
一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の精神的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定めることとする。
一 時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
二 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
第十二条の五 この法律で定めるもののほか、当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行ふものとする。
一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
二 児童の健康相談に応じ、又は健診を行ふこと。
三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関する必要な助言を与えること。
児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、保健所に對し、保健指導その他の必要な協力を求めることができるものとする。
第五節 児童福祉司

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案し
て政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行ひ、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
児童福祉司は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定めたる基準を参照して都道府県が定めるものとする。
児童虐待を受けた児童の保護その他児童の精神的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
都道府県が前項の条例を定めたるものとす
る基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。
一 時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
二 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
第十二条の五 この法律で定めるもののほか、当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行ふものとする。
一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
二 児童の健康相談に応じ、又は健診を行ふこと。
三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関する必要な助言を与えること。
児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、保健所に對し、保健指導その他の必要な協力を求めることができるものとする。
第五節 児童福祉司

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案し
て政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行ひ、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
児童福祉司は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定めたる基準を参照して都道府県が定めるものとする。
児童虐待を受けた児童の保護その他児童の精神的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
都道府県が前項の条例を定めたるものとす
る基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。
一 時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
二 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
第十二条の五 この法律で定めるもののほか、当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に関し必要な事項は、命令でこれを定める。
第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行ふものとする。
一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
二 児童の健康相談に応じ、又は健診を行ふこと。
三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関する必要な助言を与えること。
児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、保健所に對し、保健指導その他の必要な協力を求めることができるものとする。
第五節 児童福祉司

にに関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るために活動を行うこと。

主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をう。

前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

児童委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならぬ。

児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

第十八条の二の二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たつては、必要な情報交換を行なう等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七節 保育士

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の

保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

一 心身の故障により保育士の業務を適正に行なうことができない者として内閣府令で定めるもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものによることができない者として内閣府令で定めるもの

四 第十八条の十九第一項第二号若しくは第三百七号、第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者

五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者

六 第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 保育士試験に合格した者

第十八条の七 都道府県知事は、保育士の養成の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に關し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条の八 保育士試験は、内閣総理大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行なう。

第十八条の九 都道府県知事は、内閣府令で定めた試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第十八条の十 指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第十八条の十三第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第十八条の十一 指定試験機関は、試験事務を行なう場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

前項の規定による権限は、立入検査を行なう場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十八条の十二 指定試験機関の役員は、試験事務の適正かつ確実な実施上不適当な事務規程を採用する場合は、前項の規定による権限を行使する。

保育士試験は、毎年二回以上、都道府県知事が行う。

保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行わせるため、都道府県に保育士試験委員（次項において「試験委員」という。）を置く。ただし、次条第一項の規定により指定された者に当該事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

試験委員又は試験委員であつた者は、前項に規定する事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

前条第一項の規定は試験委員の選任及び解任について、同条第二項の規定は試験委員の解任について、それぞれ準用する。

試験委員として必要な知識及び技能を有するかの判定に関する事務を行わせるため、都道府県に保育士試験委員（次項において「試験委員」という。）を置く。ただし、次条第一項の規定により指定された者に当該事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

ができる。この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条规定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他の内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

保育士登録簿は、都道府県に備える。

都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、申請者に第一項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。

都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第十八条の五各号（第四号を除く。）のいづれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七条）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行つたと認められる場合

都道府県知事は、保育士が第十八条の二十一又は第十八条の二十二の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行つた児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の登録を行つたことにより保育士の登録を行う場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する

が、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項において同じ。）の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、第十八条の十九の規定により保育士の登録を取り消した都道府県知事（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。）との他の関係機関に対し、当該特定登録取消者についてその行つた児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めるこ

とができる。

第十八条の二十一 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めたとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に關する法律の規定は、前項の規定による報告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第十八条の二十二 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を取り消された者を除く。の保育士の登録を取り消されたものうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、第十八条の十九の規定により保育士の登録を取り消した都道府県知事（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。）との他の関係機関に対し、当該特定登録取消者についてその行つた児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めるこ

とができる。

第十八条の二十二 保育士は、正当な理由がない、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。

第十八条の二十三 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第十八条の二十四 この法律に定めるものほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等

第一款 療育の指導

保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。

保健所長は、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行うことができ

第二十九条 保健所長は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童（身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、同法第十六条第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるとときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

支給

<p

る費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者の所得の状況その他的事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額。

前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの小児慢性特定疾患医療支援に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかるつており、かつ、当該小児慢性特定疾病的状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、都道府県に申請しなければならない。

指定医の指定の手続その他指定医に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかるつており、かつ、当該小児慢性特定疾病的状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定（以下「医療費支給認定」という。）を行うものとする。

都道府県は、第一項の申請があつた場合において、医療費支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者について医療費支給認定をしないことに關し審査を求めなければならぬ。

都道府県は、医療費支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定小児慢性特定疾病医療機関の中から、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾患医療支援を受けるものを定めるものとする。

医療費支給認定は、厚生労働省令で定める期間（次項及び第十九条の六第一項第二号において

て「医療費支給認定の有効期間」という。内
に限り、その効力を有する。
都道府県は、医療費支給認定をしたときは、
当該医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病
児童の保護者（以下「医療費支給認定保険者」
という。）又は当該医療費支給認定を受けた成
年患者（以下「医療費支給認定患者」という。）
に対し、厚生労働省令で定めるところにより、
医療費支給認定の有効期間を記載した医療受給
者証（以下「医療受給者証」という。）を交付
しなければならない。
医療費支給認定は、指定医が当該医療費支給
認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性
特定疾病的状態が第六条の二第三項に規定する
厚生労働大臣が定める程度であると診断した
日、又は当該医療費支給認定の申請のあつた日
から当該申請に通常要する期間を勘案して政令
で定める一定の期間前の日のいずれか遅い日に
遡つてその効力を生ずる。
指定小児慢性特定疾病医療支援を受けようと
する医療費支給認定保護者は又は医療費支給認定
患者は、厚生労働省令で定めるところにより、
第五項の規定により定められた指定小児慢性特
定疾病医療機関に医療受給者証を提示して指定
小児慢性特定疾病医療支援を受けるものとする。
ただし、緊急の場合その他やむを得ない事
由のある場合については、医療受給者証を提示
することを要しない。
医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童
等が第五項の規定により定められた指定小児慢
性特定疾病医療機関から指定小児慢性特定疾病
医療支援を受けたとき（当該小児慢性特定疾病
児童に係る医療費支給認定保護者又は当該医療
費支給認定患者が当該指定小児慢性特定疾病医
療機関に医療受給者証を提示したときに限る。）
は、都道府県は、当該医療費支給認定保護者又
は当該医療費支給認定患者が当該指定小児慢
性特定疾病医療費として当該医療費支給認定
保護者又は当該医療費支給認定患者に支給す
べき額の限度において、当該医療費支給認定保
護者又は当該医療費支給認定患者に代わり、当
該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うこと
ができる。

患者に対し、小児慢性特定疾病医療費の支給があつたものとみなす。
第十九条の四 前条第四項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、小児慢性特定疾病審査会を置く。
小児慢性特定疾病審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、都道府県知事が任命する。
委員の任期は、二年とする。
この法律に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会に必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第十九条の五 医療費文給認定保護者又は医療費支給認定患者は、現に受けている医療費支給認定に係る第十九条の三第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、都道府県に対し、当該医療費支給認定の変更の申請をすることができる。
都道府県は、前項の申請又は職権により、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定の変更の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、当該医療費支給認定保護者又は当該医療費支給認定患者に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該医療受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。
第十九条の六 医療費文給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該医療費支給認定を取り消すことができる。
一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病的状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
二 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。
三 その他政令で定めるとき。
前項の規定により医療費支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る医療費支給認定保

護者又は医療費支給認定患者に対し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

第十九条の七 小児慢性特定疾病医療費の支給
は、当該小児慢性特定疾病的状態につき、健健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち、小児慢性特定疾病医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において小児慢性特定疾病医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第十九条の八 この目に定めるもののほか、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二回 機関

第十九条の九 第六条の二第二項第一号の指定
(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請があつたものについて行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条)

の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもののを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合には、当該取消しが、内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十九条の十三の規定による指導又は第十九条の十七第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、第十九条の十七第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

第十九条の十 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

健康保険法第六十八条第二項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の十一 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質

第十九条の十二 指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例によればなければならない。

前項に規定する診療方針によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第十九条の十三 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾玻医療支援の実施に関する都道府県知事の指導を受けなければならぬ。

第十九条の十四 指定小児慢性特定疾玻医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条の十五 指定小児慢性特定疾玻医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、指定小児慢性特定疾玻医療機関の指定を辞退することができる。

第十九条の十六 都道府県知事は、小児慢性特定疾玻医療支援の実施に関して必要があると認めるとときは、指定小児慢性特定疾玻医療機関若しくは指定小児慢性特定疾玻医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定小児慢性特定疾玻医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者である者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定小児慢性特定疾玻医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

指定小児慢性特定疾玻医療機関が、正当な理由がないのに、第一項の規定により報告若しくは提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の支払を一時差し止めることができる。

第十九条の十七 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に従つて小児慢性特定疾病医療支援を行つていないと認めるときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反したとき。

四 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。

五 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十六第一項の規定により報告若しくは診

第二十一条の三 都道府県知事は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定療育機関の管理者に対し必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
指定療育機関の管理者が、正当な理由なく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

第二十一条の二 第十九条の十二及び第十九条の二十の規定は、指定療育機関について準用する。この場合において、第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

都道府県知事は、指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十一条 指定療育機関は、内閣総理大臣の定めるところにより、前条第二項の医療を担当しなければならない。

四 旗術
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 移送

第二項の医療に係る療育の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。

都道府県知事は、病院の開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。

前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。
指定療育機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十一条の四 第四款

第二十一条の四 第四款
国は、小児慢性特定疾病的治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする児童等（第三項及び第二十一条の五第一項において「疾病児童等」という。）の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

より 次の各号に掲げる者であつて 国名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行ふものに提供することができる。

一 國の他の行政機関及び地方公共団体 小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び立案に関する調査

第二十一条の四の二

特定病関連情報を他の情報と照合してはならない。

第二十一条の四の四 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、提供を受けた匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用しなければならない。

第二十一条の四の五 匿名小児慢性特定疾病関連情報

国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当つては、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るために基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究並びに難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るための調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。

厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により地方公共団体、小児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究を行う者、医師、疾患児童等及びその家族その他の関係者に対しても積極的に提供するものとする。

厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当つては、個人情報の保護に留意しなければならない。

都道府県は、厚生労働大臣に対し、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定患者その他厚生労働省令で定める者に係る小児慢性特定疾病的病名・病状の程度その他厚生労働省令で定める小児慢性特定疾病児

二 大学その他の研究機関 小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾患児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 小児慢性特定疾患児童等に対する医療又は小児慢性特定疾患児童等の福祉の分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務 (特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

厚生労働大臣は、前項の規定による匿名小児慢性特定疾患関連情報の利用又は提供を行う場合に、当該匿名小児慢性特定疾患関連情報を難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の二第一項に規定する匿名指定難病関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名小児慢性特定疾患関連情報を提供しようとする場合に、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

情報利用者は、匿名小児慢性特定疾病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第二十一条の四の六 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者又は匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者であつた者は、匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用に関して知り得た匿名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不當な目的に利用してはならない。

第二十一条の四の七 厚生労働大臣は、この款(第二十一条の四を除く。)の規定の施行に必要な限度において、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者(國の他の行政機關を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者の事務所その他事業所に立ち入り、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の四の三 前条第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名小児慢性特定疾病

情報利用者は、匿名小児慢性特定疾病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の安全管理のため必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第二十一条の四の六 匿名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみたりに他人に知らせ、又は不當な目的に利用してはならない。

第二十一条の四の七 厚生労働大臣は、この款(第二十一条の四を除く。)の規定の施行に必要な限度において、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者(國の他の行政機関を除く。以下この項目及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者の事務所その他事業所に立ち入り、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

を得た情報に限る。以下「同意小児慢性特定疾病関連情報」という。を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

第二十一条の四の二 厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資するため、匿名小児慢性特定疾病関連情報（同意小児慢性特定疾病関連情報に係る特定の小児慢性特定疾病児童等（次条において「本人」という。）を識別すること及び

関連情報利用者」という。)は、匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられた同意小児慢性特定疾病関連情報に係る本人を識別するために、当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる

第二十一条の四の八 厚生労働大臣は、匿名小児病慢性特定疾病関連情報利用者が第二十一条の四の三から第二十一条の四の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条の四の九 厚生労働大臣は、第二十二条の四第一項に規定する調査及び研究並びに第二十二条の四の二第一項の規定による利用又は

府令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第三十三条の二十三の二第一項第二号において「通所支給要否決定」という。）を行ふものとする。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他内閣府令で定める機関（次項、第二十二条の五十及び第二十三条の五の十三第三項において「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。

児童相談所等は、前項の意見を述べるに当つて必要があると認めるときは、当該通所支給の要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができ

る。

市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認める場合は、児童相談所その他内閣府令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

前項の規定により障害児支援利用計画案を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案を提出することができる。

市町村は、前二項の障害児支援利用計画案を提出があつた場合には、第一項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

通所給付決定は、内閣府令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

市町村は、通所給付決定を行ったときは、当該所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定の所受給者は、内閣府令で定めるところにより、指定通所支援事業者に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合には、内閣府令で定めたところにより、指定通所支援事業者に通所受給者証を提示する場合については、この限りでない。

市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定通所給付決定保護者が指定通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき（当該通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）が、当該通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定通所給付決定保護者に支払すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十五条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十二条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による審査及び支払に關する事務を連合会に委託することができる。

第二十二条の五の九 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。

一 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有效期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 通所給付決定に係る障害児又はその保護者に對する支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に支払うべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

市町村は、当該通所給付決定保護者に對する支給に要した費用（通所特定費用を除く。）が、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。

第二十二条の五の十 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第二十二条の五の五から前条までの規定による業務に関し、その設置する児童相談所等による技術的・事項についての協力その他の市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第二十二条の五の十一 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事情があることにより、障害児通所支援に要する費用を負担するこれが困難であると認めた通所給付決定保護者が受けれる障害児通所給付費の支給について第二十条の五の三第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額」とあるのは、「額」の範囲内において市町村が定める額」とする。

前項に規定する通所給付決定保護者が受けれる特例障害児通所給付費の支給について第二十二条の五の四第三項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準とした」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める」と認めるときは、児童相談所等の意見を聽くことができる。

第二十二条の五の十二 市町村は、通所給付決定の所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定の所受給者は、内閣府令で定めるところにより、指定通所支援事業者に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合には、内閣府令で定めたところにより、指定通所支援事業者に通所受給者証を提示する場合については、この限りでない。

前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費（次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができるところとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十二条の五の三から前条までの規定を適用する。この場合においては、必要な技術的・事項は、政令で定める。

市町村は、第一項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聽くことができる。

第二十二条の五の十四 この款に定めるもののほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費

第二十二条の五の五第二項、第二十二条の五の六（第一項を除く。）及び前条（第一項を除く。）の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第二十二条の五の五 第二項の通所給付決定の変更の決定を行つた場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載した通間その他の内閣府令で定める事項を記載した通

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

第二十一条の五の十七 児童発達支援その他内閣府令で定める障害児通所支援に係る障害児通所支援事業所について、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の指定(当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る)、同法第四十二条の二第一項本文の指定(当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る)、同法第五十三条第一項本文の指定(当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る)、同法第五十四条の二第一項本文の指定(当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定(当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて内閣府令で定める種類の同法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係るものに限る)を受けている者から当該障害児通所支援事業所に係る第二十一条の五の十五第一項(前条第四項において準用する場合を含む)の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第二十一条の五の十五第三項(前条第四項において準用する場合を含む)は、政令で定める。

いて同じ。)の規定の適用については、第二十二条の五の十五第三項第二号中「第二十一条の五の十九第一項の」とあるのは、「第二十二条の五の十七第一項第一号の指定通所支援に従事する従業者に係る」と、同項第三号中「第二十二条の五の十九第二項」とあるのは、「第二十二条の五の十七第一項第二号」とする。ただし、申請者が、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従

業者の知識及び技能並びに人員が、指定通所支援に從事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができると認められること。

都道府県が前項各号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

一 指定通所支援に從事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたときは、その者に対しては、第二十二条の五の十九第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出 第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものは、介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

三、^{注いだ。雪崩の崩壊による倒木の危険}障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定

十三 指定障害児通所支援事業者が法人でない
消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

四 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 内閣総理大臣

前項の規定により届出をした指定障害児通所支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした内閣総理大臣、那須守県知事又は指定都府県へ中古占告してお

総理大臣又は指定都市若しくは中核市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができることとする。

において、指定障害児通所支援事業者（病院その他内閣府令で定める施設に限る。以下この款において同じ。）から児童発達支援のうち治療に係るもの（以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。）を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、支拂本不自由児通所医療費と支合する。

総理大臣等以外の内閣総理大臣等に届出を行ふときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出をした内閣総理大臣等にも届け出なればならない。

第二十二条の五の二十八 第二十二条の五の二十九
六 第二項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児通所支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者のを除く。）が、同条第一項の内閣府令で定める基準にそ

ん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額）を控除して得た額とする。

通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該支本不自由児通所医療に要する額とする。

所支援事業者の指定をしたとき。
二 第二十二条の五の二十第四項の規定による
事業の範囲上の届出があつたときは。

ては、同項の規定による届出をした指定障害者（通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要

わなかつたときは、その旨を公表することができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。

ばならない。

る。附言別途所支拂事務所事務所その他の打ち合せの通所支援の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査する。

べきことを命ずることができる。
内閣総理大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。

第一 費の五の三十— 肢体不自由児通所医療費
内閣官房は、内閣官房の大臣たゞ、健康保険の
おいて、第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十
第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか、必要な技術的
読替えは、政令で定めることとする。

当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の指定都市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長

とする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣府

支給

第二十一条の五の三十一 肢体不自由児通所医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく

支援事業者 指定都市の長
三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一
の中該市に所在する旨指定書見通所支

れいを前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、内閣

第二十一条の五の二十九
定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内

第二十一条の五の三十二 この款に定めるものの国又は地方公共団体の負担において肢体不自由児通所医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

ほか、肢体不自由児通所医療費の支給及び指定障害児通所支援事業者の肢体不自由児通所医療費の請求に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五款 障害児通所支援及び障害福祉

第二十一条の六 市町村は、障害児通所支援又は
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律第五条第一項に規定する障害福祉
祉サービス（以下「障害福祉祉サービス」とい
う。）を必要とする障害児の保護者が、やむを
得ない事由により障害児通所給付費若しくは特
例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給
付費若しくは特例介護給付費（第五十六条の六
第一項において「介護給付費等」という。）の
支給を受けることが著しく困難であると認める
ときは、当該障害児につき 政令で定める基準
に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉祉サー
ビスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害
児通所支援若しくは障害福祉祉サービスの提供を
委託することができる。

第二十一条の七 障害児通所支援事業を行う者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行はる者は、前条の規定によつて委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第六款 子育て支援事業

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するため最も適切な支援が総合的に受けられるよう、福
祉サービス等を提供する者又は一括して委託する者

第十九条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育てなればならない。

支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形態成支援事業及び妊婦等包括相談支援事業並びに掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

三 地域の児童の養育に関する各般の問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行ふとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第二十二条の十の二 市町村は、児童家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び妊婦等包括相談支援事業を行ふとともに、乳児家庭全戸訪問事業、児童等を把握したときは又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定により通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十一条、第十二条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業又は全部又は一部を当該市町村以外の内閣府令で定める者に委託することができる。

市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業又は妊婦等包括相談支援事業の事務の全部又は一部を当該市町村の内閣府令で定める者に委託することができる。

は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業又は妊婦等包括相談支援事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設等は、その運営に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

ん、調整及び要請の事務（次条及び第二十一条の十四第一項において「調整等の事務」という。）に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十三 市町村長は、第二十一条の十一第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十二条の十四 市町村長は、第二十一条の十一第三項の規定により行われる調整等の事務の

設学校その他児童又は妊娠婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊娠婦の医療、福祉又は教育に関する職務に從事する者は、要古接児童等と思われる者を把握したときは、当該

適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に對し、報告を求め、又は当該職員に、關係者に對し質問させ、若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物を検査せざることなどができる。

者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十一条の十五 国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行う者は、内閣府令で定めるとところにより、その事業に関する事項を市町村長に届け出ることができる。

関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うこととする。

第二十一条の十六 国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするよう努めなければならない。

市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあった場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行ふとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び申請の手續等に当面する問題にまつて、

のための措置を援助するための研究その他保護者の児童の養育を支援し、児童の福祉を増進するためには必要な調査研究の推進に努めなければならない。

要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
第二十一条の十二 前条第三項の規定により行われる情報の提供、相談及び助言並びにあつせんのい。

接詰問題事業　一時預かり事業　子育て世帯問題支援事業　児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を奨励し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

第三節 助産施設・母子生活支援施設及び保育所への入所等

第二十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けけることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める項目を記載した申込書を都道府県等に提出を出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該申込書の提出を代わつて行

前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他の内閣府令の定める事項を記載し

ばならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

前項に規定する保護者への入所について、母子保護の実施における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するときは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十条の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に對し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第十九条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）又は同法に規定する入所給付決定保護者（以下この条において「入所給付決定保護者」という。）が、次条第四

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子

育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児・幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによると、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に對して市町村以外の者に当該家庭の保育事業等により保育を行うことを委託すること。

市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を行えることができるよう、保育を行なう事業その他の児童の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者の活動の連携及び調整を図る等地域の実際に応じた体制の整備を行なうものとする。

第二十五条 市町村は、この法律及び子ども・子

育て支援法の定めるところにより、保護者の労

働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児・幼児その他の児童について保育を必要

とする場合において、次項に定めるところによ

る。

市町村は、前項に規定する児童が、同項の規

定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得

ない事由により子ども・子育て支援法に規定

する施設型給付費若しくは特例施設型給付費

（同法第十九条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）又は同法に規定する

地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給

費（同法第三十条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）又は同法に規定する入所給付決定保護者（以下この条において「入所給付決定保護者」という。）が、次条第四

く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

二 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。
障害児相談支援給付費の額は、指定障害児相談支援事業者から指定継続障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用について、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）とする。
障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき額の限度にて、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。
前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。
市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第二項の内閣総理大臣が定める基準及び第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。
前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
第二十四条の二十七 市町村は、障害児相談支援事業者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援（第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準及び同条第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けたとき。

場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

特例障害児相談支援給付費の額は、当該現に基準該当障害児相談支援について前条第二項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

前二項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行つる者の申込により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ことに行う。

第二十一条の五の十五第三項（第四号、第一号及び第十四号を除く。）の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第二十一条の五の十五第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「人」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に對する処分がされないとときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第二十四条の三十
は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うよう努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うよう努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。

第二十四条の三十一 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、内閣府令で定める基準に従い、当該指定障害児相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定障害児相談支援を提供しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害児相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。

第二十四条の三十二 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、

その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二十四条の三十三 市町村長は、指定障害児相談支援事業者による第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について 同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供を適正に行つてない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第五号、第五号の二又は第十三号のいずれかに該当するに至つたとき。 二 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 四 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。 六 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 七 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第二

十四条の三十四第一項の規定により出頭を要求されてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたことを受けたとき。

八 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用者のうちに指

定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障

害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第二十四条の三十七 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第二十四条の三十一第二項の規定による事

業の廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十四条の三十八 指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に關係する事項を届け出なければならぬ。

一 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第二

一次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者と連携の下に行うものとする。

二 指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町の区域内に所在するもの市町村長

三 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域内に所在する指定障害児相談支援事業者 内閣総理大臣

前項の規定により届出をした指定障害児相談支援事業者は、その届出した事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした内閣総理大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この款において「内閣総理大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした内閣総理大臣等以外の内閣総理大臣等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出をした内閣総理大臣等にも届け出なければならない。 内閣総理大臣等は、前三項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行つよう求めた市町村長に通知しなければならない。

第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の四十 第二十四条の三十八第二項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等）等にあつては、同項の規定による届出をした指

該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等）等にあつては、同項の規定による届出をした指

定障害児相談支援事業者を除く）が、同条第一項の内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する期

限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

内閣総理大臣等は、前項の規定による勧告を受けた場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者に対する出頭を命ぜ、又は当該職員に対する質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業者若しくは帳簿書類その他の物件を

検査させることができる。

内閣総理大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者に対する出頭を命ぜ、その期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣等は、前項の規定による命令を違反したときは、その旨を公示しなければならない。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところによ

り、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。

第六節 要保護兒童の保護措置等
要保護兒童之整理

市町村・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童 第三十二条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他の要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターやその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第十五条第一項に規定する子ども・若者のうちを保護児童又は要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第十九条第一項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第二十一条第一項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

況の把握を行
第二十五条の七

況の把握を行うものとする。

四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

協議会及び同法第十九条第一項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第二十一条第一項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものとむ）。に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めることにより、専門的な知識及び技術に基づき前二項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（次項及び第九項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものとむ）。に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めることにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応じるよう努めなければならない。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 國又是地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員である者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらとの職についた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職についた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所

の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

第二十七条の措置を要する人と認めておるに、医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。(以下同じ。)が適当であると認める者は、これをそれぞれ其の妊娠婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都

道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

10 of 10

Digitized by srujanika@gmail.com

1

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成
会が定める。

者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研究を受けなければならない。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会への資料又は情報の提供、意見の開陳等のため必要な

三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護^護児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第三項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項告げは第二項の規定によること。

第一 第二十七条の措置を要するとの認める者は、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認められる者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育

問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。(以下同じ。)が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊娠婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都

児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊娠婦について必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を講ずることとする。

道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

かの措置を採らなければならぬ
一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに
二三三、一里三才、一丈五才、二三三才

立支拂拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

二 次条第一号の措置が適当であると認める老は、二歳を当該子の属する都道府県の教育委員会に医学的心理学的教育学的社會学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

五 第二十二条の六の規定による措置が適當であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

はこれを當該町の屬する都道府県の議院する福祉事務所に送致すること。

第二十九条 児童相談所長は、第二十三条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の

の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二ヶ月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。

児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続きの一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とす

児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。

二 第三十三条第四項の規定による措置を要する児童自立生活援助の実施又は社会的養護を立支援拠点事業の実施が適当であると認めることが満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告する。

第八項から前項までの規定による一時保護が行はれることは、この法律の適用については、第一項又は第三項の規定による一時保護とみなす。二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。）を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第八項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいふ。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行えることができる。

都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

第三十三条の一の二

い。発達に有害な影響を及ぼす言動による措置を不當に妨げてはならない。児童相談所長は、一時保護による措置は、児童の生命又は保するため緊急の必要がある全ての親権を行う者又は未成年後見人による措置を行ふ者は未成年後見人による措置を不當に妨げてはならない。

第三十三条の

三項、第四項、第五項及び第七項の規定の場合に、これを準用する。

三の二 都道府県知事又は児童相談所に掲げる措置に関する必要があるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所に関する大学（大学の学部を含む。）施設、当該措置に係る児童が在籍する学校その他の必要な関係団体及び児童の福祉に関する職務に就く意見の開陳その他必要な協力を求めらるべき。

六条第一項第二号に規定する措置

七条第一項第二号若しくは第三号又は規定期限に規定する措置

三条第一項又は第二項に規定する

善の利益をも
意図せん

項、第四項、第五項及び第七項の規定の場合に、これを準用する。

三の二 都道府県知事又は児童相談所に掲げる措置に関する必要があると認めるに掲げる措置に係る児童が在籍する地方公共団体の機関・病院・診療所に関する大学（大学の学部を含む。）に施設、当該措置に係る児童が在籍していた学校その他必要な関係機関及び児童の福祉に関連する職務にその他の関係者に対し、資料又は意見の開陳その他必要な協力を求めることとする。

六条第一項第二号に規定する措置に規定する措置

七条第一項第二号若しくは第三号又は児童相談所に規定する措置

三条第一項又は第二項に規定する

に応じ意見

項、第四項、第五項及び第七項の規定の場合に、これを準用する。

三の二 都道府県知事又は児童相談所に掲げる措置に関する必要があると考�するとともに、児童の意見又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な関係者に対し、資料又は情報の開陳その他必要な協力を求めなければならない。

六条第一項第二号に規定する措置

七条第一項第二号若しくは第三号又は規定期限に規定する措置

三条第一項又は第二項に規定する措定により都道府県知事又は児童相談所又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な関係者に対し、資料又は情報の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずる措置を行つたために、あらかじめ発達の状況その他の当該児童の事情を考慮する場合においては、児童の最も重要な意見又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な関係者に対し、資料又は情報の開陳その他必要な協力を求めなければならない。

三の三 都道府県知事又は児童相談所に掲げる場合においては、児童の最も重要な意見又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な関係者に対し、資料又は情報の開陳その他必要な協力を求めなければならない。

ればならな

項、第四項、第五項及び第七項の規
の場合に、これを準用する。

三の二 都道府県知事又は児童相談
に掲げる措置に関する必要があると
は、地方公共団体の機関・病院・診
療所等の施設、当該措置に係る児童が在籍す
るとしていた学校その他の必要な関係機
関及び児童の福祉に関する職務に従事す
るその他の関係者に対し、資料又は情
意見の開陳その他必要な協力を求め
なければならない。

六条第一項第二号に規定する措置
七条第一項第一号若しくは第三号又
は第六条第一項第一号に規定する措置
に規定する措置

三条第一項又は第二項に規定する

は、次に現れ

一
第二十一

三の二 都道府県知事又は児童相談所に掲げる措置に関する必要があるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所に関する大学（大学の学部を含む。）に施設、当該措置に係る児童が在籍する学校その他の必要な関係者に対する意見の開陳その他必要な協力を求めるべきこと。

三の三 都道府県知事又は児童相談所に掲げる場合においては、児童の最適な利益を考慮するとともに、児童の意見又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求められた者は、これに応ずるべきこと。

六条第一項第二号に規定する措置

七条第一項第二号若しくは第三号又は第五号に規定する措置

三条第一項又は第二項に規定する措置

の措置に

二 第二十一

措置を解説

三
第二十

三項、第四項、第五項及び第七項の規定の場合に、これを準用する。

三の二 都道府県知事又は児童相談所に掲げる措置に関する必要があるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所に関する大学（大学の学部を含む。）施設、当該措置に係る児童が在籍する学校その他の必要な関係機関に開陳する職務の意見の開陳その他必要な協力を求めなければならない。

六条第一項第二号に規定する措置に規定する場合

七条第一項第一号若しくは第三号又は規定期限に規定する措置

三条第一項又は第二項に規定する措定により都道府県知事又は児童相談所に掲げる場合には、児童の最優先を考慮するとともに、児童の意見又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求められた者は、これに応ずるに努めなければならない。

三の三 都道府県知事又は児童相談所に掲げる場合には、児童の最優先を考慮するとともに、児童の意見又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求められた者は、これに応ずるに努めなければならない。

六条第一項第二号若しくは第三号若しくは第六条第一項第一号の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に

する場合

第三一時保護

事務所長又

項、第四項、第五項及び第七項の規定の場合に、これを準用する。

三の二 都道府県知事又は児童相談所に掲げる措置に関する必要があると認める場合は、地方公共団体の機関、病院、診療施設、当該措置に係る児童が在籍する学校その他の必要な関係機関に於ける措置を定め、児童の福祉に関する職務に關連する他の関係者に対し、資料又は意見の開陳その他必要な協力を求めなければならない。

六条第一項第二号に規定する措置に規定する措置

三条第一項又は第二項に規定する措置に規定する措置

七条第一項第二号若しくは第三号又は第八条第二項ただし書の規定に基づき第一項第三号の措置の期間を更新する場合

七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第八条第二項ただし書の規定による措置を行なう場合又はこれを解除する場合

二項の措置を採る場合又はこれらの措置に係り、停止し、若しくは他の措置に係り、停止し、若しくは他の措置に係り、停止し、若しくは他の措置を採る場合

六条第一項第二号の措置を採る場合

措置を解除し、停止し、若しくは他の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置を採る場合

七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第八条第二項ただし書の規定による措置を行なう場合又はこれを解除する場合

二項の措置を採る場合又はこれらの措置に係り、停止し、若しくは他の措置に係り、停止し、若しくは他の措置に係り、停止し、若しくは他の措置を採る場合

六条第一項第二号の措置を採る場合

措置を解除し、停止し、若しくは他の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置を採る場合

る措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合は、あらかじめ、当該各号に定める者に対し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならぬ。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他内閣府令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十二条の六、第二十二条の十八第一項、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第一項第二号、第二十五条第八第一号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 当該児童自立生活援助の実施に係る措置解除者等

第三十三条の五 第二十二条の六、第二十二条の十八第一項、第二十四条第五項若しくは第二十五条第一項、第二十五条第七第一項第一号、第二十五条第八第一号、第二十六条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する处分又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における第六条の三第一項各号に掲げる者（以下この条において「児童自立生活援助対象者」といふ。）の自立を図るため必要がある場合において、その児童自立生活援助対象者から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同様じ。）に委託して、その児童自立生活援助対象者に対し、内閣府令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

児童自立生活援助対象者であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入居を希望する住居その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、内閣府令の定めるところにより、児童自立生活援助対象者の依頼を受け、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

都道府県は、児童自立生活援助対象者が特別な事情により当該都道府県の区域外の住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならぬ。

都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県は、児童自立生活援助対象者の住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行ふ者、当該事業の運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な发育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第三十三条の六の三 社会的養護自立支援拠点事業を行う都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるとときは、これらの者に対し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨しなければならない。

を有する者との間ににおける特別養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十号）第二百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。

児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によつて親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組里親その他の適当な者に対し、当該児童に係る民法第八百七十七条の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

第三十三条の六の五 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手続に参加することができる。

前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人とみなす。

第三十三条の七 児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判事件の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらが規定に定める者のほか、児童相談所長も、これをを行うことができる。

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行つ者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。）に対し、親権を行つ者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の九 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の九の二 国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

第七節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること

又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を見発した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定

内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 三 各年度の指定通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 二 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘査して作成されなければならない。

市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況について分析の結果を勘査して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十八条第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

市町村は、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 二 各年度の指定障害児入所施設等の必要人所定員総数

市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。について、調査、分析及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害児福祉等関連情報」という。）のうち、第一号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 障害児通所支援費等（第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）及び障害児入所給付費等（第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）
- 二 通所支給要否決定における調査に関する状況その他の内閣府令で定める事項
- 三 障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援を利用する障害児の心身の状況、当該障害児に提供される当該障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の内容その他の内閣府令で定める事項
- 四 案その他の内閣府令で定める事項

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県は、内閣総理大臣に対し、前項第一号に掲げる事項に関する情報を、内閣府令で定める方法により提供しなければならない。

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県並びに対象事業者に対し、障害児福祉等関連情報を、内閣府令で定められた方法により提供するよう求めることができる。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。について、調査、分析及び評価を行って必要な助言をすることができる。

内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他の都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

が、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第十節 雜則

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覽に供する行為

二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為

三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行為

四 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

五 満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為

六 児童に淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他の児童に対し、刑罰法令に触れる行為を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれのある情を知つて、他人に児童引き渡す行為

八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、當利を目的として、児童の養育をあつせんする行為

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせることの目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童自立支援施設においては、前項の場合について準用する。

それぞれ第四十一条から第四十三条まで及び第四十四条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

第三十四条の二

この法律に定めるもののほか、福道の保障に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

第三十四条の三 都道府県は、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業（以下「障害児通所支援事業等」という。）を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、障害児通所支援事業等を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の四 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行なうことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行なうことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、妊娠婦等生活援助事業を行なうことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、妊娠婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行なうなければならない。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めた事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の五 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めたときは、障害児通所支援事業又は小規模住居型児童養育事業を行なう者に対する援助事業を行なう者に對して、必要な認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対しても質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類を提出なければならない。

第三十四条の六 都道府県知事は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の三 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めたときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業に從事する者の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の七の四 都道府県知事は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の五 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なうことができる。

第三十四条の七の六 都道府県知事は、児童及び妊娠婦等生活援助事業に從事する者は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の七の七の三 都道府県知事は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の四 都道府県知事は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の五 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の六 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の三 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の四 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の五 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の六 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の三 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の四 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の五 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の六 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の七の三 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の七の四 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の七の五 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の七の六 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の七の七の三 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の七の七の四 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の七の七の七の七の七の七の五 都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

第三十四条の六 都道府県知事は、親子再統合支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に關し不当に當利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制定又は停止を命ずることができる。

第三十四条の七の四

都道府県知事は、親子再統合支援事業等、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に關し不当に當利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制定又は停止を命ずることができる。

第三十四条の七の五

都道府県は、妊娠婦等生活援助事業を行なうことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、妊娠婦等生活援助事業を行なうことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、妊娠婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行なうことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めることにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行なうことができる。

国及び都道府県以外の者は、妊娠婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行なうなければならない。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めた事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

国及び都道府県以外の者は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めた事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、妊娠婦等生活援助事業を行なう者に対する質問を検査することができる。

令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業を廃止する場合は、前項の規定による届け出を省略することができる。

育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならぬ。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たつては、内閣府令で定める基準を参考するものとする。 改築後児童健全育成事業を行ふ者は、第一頁

第三十四条の八の三 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に對して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、關係者に對して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備・帳簿・書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に関して不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の九 市町村は、内閣府令で定めるところにより、子育て短期支援事業を行うことができる。

行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他者の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業又は親子関係形成支援事業を行うことができる。

第三十四条の十二 市町村、社会福祉法人その他者の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一ヶ月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十三 一時預かり事業を行う者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十四 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対しても質問させ、若しくはその事業を行なう場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき、又はその事業に係る乳児若しくは幼児の待遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又

（国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。）

市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一　当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行つたために必要な経済的基礎があること。

二　当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行つた者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第一号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

三　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四　次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者の者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者の者であるとき。

二　申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名

木
申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下亦において同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他的事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下亦において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超えて、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超えて、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で

で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行なう者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行なう者が有していた責任の程度を考慮して、亦本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるもの（除く）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。

市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行なう者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合には、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることにならぬ。

ると認めるときは、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行ふ者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行ふ者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業が前条第一項の基準に適合しないと

認められるに至つたときは、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行つてゐる者に対する勧告に従わず、かつ基準に適合するため必要な措置を探るべき旨を勧告し、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることと認められることは、必要な改善を命ずることができる。

市町村長は、前項に規定する場合において家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行つてゐる者に対し、その家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十七の二 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

児童育成支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならぬ。

第三十四条の十七の三 市町村長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童育成支援拠点事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

市町村長は、児童育成支援拠点事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする处分に違反したとき又はその事業に関して不適に當利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処

遇につき不当な行為をしたときは、その者に対する制限又は停止を命ずることができる。内閣府令で定める事項を都道府県以外の者は、内閣府令で定める事項を都道府県に届け出る。病児保育事業を行うことができる。国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

又 申請者が、法人で、その役員等のうちに
イから二まで又はへからりまでのいづれか
に該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者
がイから二まで又はへからりまでのいづれ
かに該当する者であるとき。

都道府県知事は、第四項の規定により保育所
の設置の認可をしようとするときは、内閣府令
の設置の認可をしようとするときは、あらかじ
め、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければ
ならない。

都道府県知事は、第四項の規定により保育所
の設置の認可をしようとするときは、内閣府令
の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該認可
で定めるところにより、あらかじめ、当該認可
の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協
議しなければならない。

都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、
その申請が第四十五条第一項の条例で定め
る基準に適合しており、かつ、その設置者が第
五項目各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人
又は学校法人である場合にあっては、同項第四
号に掲げる基準に限る。）に該当すると認める
ときは、第四項の認可をするものとする。ただし、
都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在
地を含む区域（子ども・子育て支援法第六
十二条第二項第一号の規定により当該都道府県
が定める区域とする。以下この項において同
じ。）における特定教育・保育施設（同法第二
十七条第一項に規定する特定教育・保育施設を
いう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数
(同法第十九条第二号及び第三号に掲げ
る小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、
同法第六十二条第一項の規定により当該都道府
県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支
援計画において定める当該区域の特定教育・保
育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条
第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども
の区分に係るものに限る。）に既に達している
ことを超えることになると認めると、その他
の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計
画の達成に支障を生ずるおそれがある場合とし
て内閣府令で定める場合に該当すると認めるとき
は、第四項の認可をしないことができる。

都道府県知事は、保育所に関する第四項の申
請に係る認可をしないときは、速やかにその旨
及び理由を通知しなければならない。

児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養
成施設を附置することができる。

市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止
しようとするときは、その廃止又は休止の日の一
月前（当該児童福祉施設が保育所である場合
には三月前）までに、内閣府令で定める事項を

国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福
祉施設を廃止し、又は休止しようとするとき
は、内閣府令の定めるところにより、都道府県
の承認を受けなければならない。

第三十六条 助産施設は、保健上必要なものに
かかるわらず、経済的理由により、入院助産を受
けることができない妊娠婦を入所させて、助産
を受けさせることを目的とする施設とする。

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した
生活環境の確保その他の理由により特に必要な
場合に限る。）を入院させて、相談その他の援助
を行なうことを目的とする施設とする。

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない
女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその
者の監護すべき児童を入所させて、これらの者
を保護するとともに、これらの者の自立の促進
のためにその生活を支援し、あわせて退所した
者について相談その他の援助を行うことを目的
とする施設とする。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・
幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う
ことを目的とする施設（利用定員が二十人以上
であるものに限り、幼保連携型認定こども園を
除く。）とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必
要があるときは、保育を必要とするその他の児
童を日々保護者の下から通わせて保育すること
ができる。

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義
務教育及びその後の教育の基礎を培うものとし
ての満三歳以上の児童に対する教育（教育基本
法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項
に規定する法律に定める学校において行われる
教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼
児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児
又は幼児の健やかな成長が図られるよう適切な
環境を与えて、その心身の発達を助長すること
を目的とする施設とする。

幼保連携型認定こども園に関しては、この法
律に定めるもののほか、認定こども園法の定め
るところによる。

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等
の施設を、児童の健全な遊びを与えて、その健康を増進
し、又は情操をゆたかにすることを目的とする

（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確
保その他の理由により特に必要な場合に限
る。）に応じ、障害児を入所させて、当該各号
に定める支援を行うことを目的とする施設とす
る。

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号
に定める支援を行うことを目的とする施設とす
る。

一 福祉型障害児入所施設 保護並びに日常生活
における基本的な動作及び独立自活に必要
な知識技能の習得のための支援

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活に
おける基本的な動作及び独立自活に必要な知
識技能の習得のための支援並びに治療

三 児童発達支援センターは、地域の障
害児の健全な発達において中核的な役割を担う
機関として、障害児を日々保護者の下から通わ
せて、高度の専門的な知識及び技術を必要とす
る児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家
族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者
に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援
助を行うことを目的とする施設とする。

第四十三条 児童発達支援センターは、児童、妊産婦
のための事業を利用する者又は当該児童
の他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十四条の三 里親支援センターは、里親支援
事業を行うほか、里親及び里親に養育される兒
童並びに里親になろうとする者について相談そ
の他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十四条の四 第六条の三各項に規定する事業
を行う者、里親及び児童福祉施設（指定障害児
入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援
センターを除く。）の設置者は、児童、妊産婦
その他の事業を利用する者又は当該児童
福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに
に、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守
し、これらの者のため忠実にその職務を遂行
なければならない。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及
び運営について、条例で基準を定めなければならない
。この場合において、その基準は、児童
の身体的、精神的及び社会的な発達のために必
要な生活水準を確保するものでなければならない。

第四十六条 都道府県が前項の条例を定めるに当たつ
て、次に掲げる事項については内閣府令で定め
る基準に従い定めるものとし、その他の事項に
ついては内閣府令で定める基準を参考するもの
とする。

第四十七条 都道府県は、児童の環境上の理由によ
り生活指導等を要する他の環境上の理由によ
り社会生活への適応が困難となつた児童
を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わ
せて、社会生活に適応するために必要な心理
に関する治療及び生活指導を中心として行い、あ
わせて退所した者について相談その他の援助を
行うこととする施設とする。

第四十八条 児童自立支援施設は、不良行為をな
し、又はなすおそれのある児童及び家庭環境そ
の他の環境上の理由により生活指導等を要する
児童を入所させ、又は保護者の下から通わせ
て、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行
い、その自立を支援し、あわせて退所した者に
ついて相談その他の援助を行うことを目的とす
る施設とする。

第四十九条の二 児童家庭支援センターは、地域
の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童
員数

に関する家庭その他の相談のうち、専門的
な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要
な助言を行なうとともに、市町村の求めに応じ、
技術的助言その他の必要な援助を行うほか、第二
十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二
号の規定による指導を行い、あわせて児童相談
所、児童福祉施設等との連絡調整その他内閣府
令で定める援助を総合的に行なうこととする。

児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂
行するに当たつては、個人の身上に関する秘
密を守らなければならない。

児童家庭支援センターは、児童相談所、児童家庭支
援センター、他の児童福祉施設、教育機関その他の関
係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう
努めなければならない。

児童家庭支援センターの長は、里親支援事業及び
前項に規定する援助を行うに当たつては、都道
府県、市町村、児童相談所、児童家庭支援セン
ター、他の児童福祉施設、教育機関その他の関
係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう
努めなければならない。

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託をする費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除き、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を含む。）

八 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

九 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

七 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

九 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十二条の六の措置に要する費用

二 第二十二条の十八第二項の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援用を、指定の期限内に納付しない者があるとき

法第二十七条第一項、第二十八条第一項（第二号に係るもの）を除く）、第二十九条第一項又は第三十条第一項（第二号に係るもの）を除く。）の規定により施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

九 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

七 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

九 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十二条の六の措置に要する費用

二 第二十二条の十八第二項の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援用を、指定の期限内に納付しない者があるとき

法第二十七条第一項、第二十八条第一項（第二号に係るもの）を除く）、第二十九条第一項又は第三十条第一項（第二号に係るもの）を除く。）の規定により施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

九 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

九 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十二条の六の措置に要する費用

二 第二十二条の十八第二項の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援用を、指定の期限内に納付しない者があるとき

法第二十七条第一項、第二十八条第一項（第二号に係るもの）を除く）、第二十九条第一項又は第三十条第一項（第二号に係るもの）を除く。）の規定により施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

九 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

九 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十二条の六の措置に要する費用

二 第二十二条の十八第二項の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援用を、指定の期限内に納付しない者があるとき

る公有財産をいう。次項において同じ。)の貸付けその他他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に關し、必要な支援を行ふものとする。

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業(以下この条において「保育等」といいう。)を行う保育所をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(法人に限る。)を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営目的とする法人(以下この条において「公私連携保育法人」という。)として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定(第十一項において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に係る必要な事項

市町村長は、公私連携保育法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合に、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

前項の規定は、地方自治法第九十六条及び二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に關し意見を付すことができる。

市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対しても、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七項の規定により、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対し報告を求める又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは公私連携型保育所に立入検査をさせた市町村長は、当該公私連携型保育所につき、第四十六条第三項又は第四項の規定による処分が行われるべきがあると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従つて保育等を行つていないと認めるときは、公私連携保育法人に、協定に従つて保育等を行うことを勧告することができる。

公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの处分を受けたときは、当該处分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を都道府県知事に申請しなければならない。

公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。第五十七条 都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に対しても、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還せざる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

都道府県は、偽りその他不正の手段により小児慢性特定疾病医療費又は障害児入所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その小児慢性特定疾病医療費又は障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、偽りその他不正の行為により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けたときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、その支払った額につき返還せざるほか、その返還せざる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

都道府県は、指定障害児入所施設等が、偽りくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給を受けたときは、当該指定障害児入所施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。
前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十三条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十七条の三 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その他の世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に關して必要があると認めるときは、小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その他の世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
都道府県は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
第十九条の十六第一項の規定は前三項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行ふ事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、第十六条第三項、第五十七条の三の三第二項及び第五項並びに第五十九条の五第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任することができる。
前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第八章 罰則

準用する場合を含む。) 又は第五十七条の三の四第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条の四の六の規定に違反して、匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用に関して知り得た匿名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第二十一条の四の八の規定による命令に違反したとき。

第六十一条の六 正当な理由がないのに、第十八
条の十六第一項の規定による報告をせず、若し
くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質
問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を
し、若しくは同項の規定による立入り若しくは
検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、
その違反行為をした指定試験機関の役員又は職
員は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 正当な理由がないのに、第十九条の
十六第一項、第二十一項の五の二十二第一項、
第二二一項の五の二十一第二四項

六 正当な理由がないのに、第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の二 正当な理由がないのに、第五十六条の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三十三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をせず、又は虚偽の答弁をした者

第六十一条 内閣官報記載の事項において、**内閣官報記載の事項**を有する者が、正当な理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条の五の二十七第一項（第二十四条の十九の二）において準用する場合を含む）、第二十四条の五第一項、第二十四条の三十四第一項若しくは第五十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせしめ、告げては危険の報告告げては危険の切付

第三十四条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前三項の規定による処罰を免めることはできない。ただし、過失によるものとする。

若しくは虚偽の報告者若しくは虚偽の物作の提出若しくは提示をし、又はこれららの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれららの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、検査基に依るもとによらず、一ヶ月以内に

第六十二条の三 第六十条の三の罪は、日本国外にいる請求人又は第五十六条の五の五第二項において準用する同法第百二条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

免れることができるなし。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第一項及び第二項（第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。）の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第六十一条の三 第十一条第五項 第十八条の八
第四項 第十八条の十二第一項、第二十二条の
十の二第四項、第二十二条の十二、第二十五条
の五又は第二十七条の四の規定に違反した者
は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
至る。

きに 当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の四 第四十六条第四項又は第五十九条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該申請の停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの

**第六十一
第一条の五** 正当な理由がないのは、第二十一条の四の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対

第一項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は

して答弁をせず若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

四 第三十条第一項に規定する届出を怠つた者に正当な理由がないのに、第五十七条の三の三第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若

第十九条の一十三第三項、第二十一条の五の六第四項（第二十一条の五の八第三項において

正当な理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若

しくは提示をし、又はこれらに規定による当該職員の質問若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託

業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第七十三条 第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十六条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四条第五項」とあるのは「保育所における保育を行うこととの権限及び第二十四条第五項」と、「母子保護の実施のための委託」とあるのは「母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこととの委託」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則（昭和二三年七月二九日法律第一一
号）抄

附 則（昭和二三年一月二一日法律第一六〇号）抄

第三十条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十一条 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和二十四年六月一五日法律第二

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても 同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされかつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

9

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
(経過規定)

1 (施行期日)
附 則 (昭和三九年七月一日法律第一
六九号) 抄

第六条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
この法律の施行前に前条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に関するては、前条の規定による同法の改正にかかるわらず、なお從前の例による。

8 この法律の施行前に第二十一一条の規定による改正前の児童福祉法第二十一一条の九第四項の規定により指定された病院は、第二十一一条の規定による改定後の児童福祉法第二十一一条の九第四項の規定により指定された病院とみなす。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三
二 一
七号）抄
(施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。
この法律による改正後の法律の規定（昭和六〇年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度

請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年七月一一日法律第一六九号）抄
（施行期日）
（経過規定）
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
2 前三项に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（昭和四〇年八月一八日法律第一四一号）抄

		附 則（昭和四二年八月一日法律第一一 （施行期日）抄
1	この法律は、公布の日から施行する。 (返還請求権を有する者が申し出るべき期間に 関する経過措置)	2 一時保護を加えた児童の所持する物につき、 この法律の施行前に、この法律による改正前の 第三十三条の二第四項の規定により、その返還 請求を申し出るべき旨を公告した場合における 当該返還請求を申し出るべき期間は、この法律 による改正後の同項の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
	附 則（昭和四二年八月一日法律第一一 （三号）抄	附 則（昭和四二年八月一九日法律第一一 （施行期日）抄
1	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、昭和四二年十月一日から施行 する。
	附 則（昭和四四年六月二五日法律第五 （一号）抄	附 則（昭和四八年七月二七日法律第六 （施行期日）抄
1	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、昭和四八年七月二七日法律第六 （七号）抄
	附 則（昭和四四年六月二五日法律第五 （八号）抄	附 則（昭和四九年六月一〇日法律第八 （施行期日）抄
1	この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)	この法律は、昭和五三年五月二三日法律第五 （四号）抄

審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。

一 改正後の児童福祉法第九条第三項の規定
都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会

附 則 (昭和五六年六月一五日法律第八二号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によつて改訂後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

第一條 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月七日法律第六三号) 抄
(施行期日)

この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七六号) 抄

以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施によれば補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）

附 則	(昭和三九年七月一日法律第一六九号)
（施行期日）	抄
この法律は、昭和四十年四月一日から施行す る。	（経過規定）
前三項に定めるものほか、この法律の施行 のため必要な経過措置は、政令で定める。	（附 則）（昭和四〇年八月一八日法律第一四一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四九年六月二〇日法律第八号）
この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年五月二三日法律第五四号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に
関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ
とができる。

附 則（昭和五九年八月七日法律第六三
二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から
施行する。

六号 附 則（昭和五九年八月一四日法律第七

に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以降の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものと

附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 第三条、第七条及び第十二条の規定、第二十四条の規定（民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において同じ）、第二十五条の規定（社会福祉事業法第十七条及び第二十一条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。）、第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十九条の二の改正規定を除く。）並びに附則第七条、第十二条から第十四条までの及び第十七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
(生活保護法等の一部改正に伴う経過措置)
第八条 第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の一、第五十八条及び第五十九条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行っている市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。
第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つてゐる市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

(罰則にに関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則にに関する経過措置)
第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、當該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号抄)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律(第十一條、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあっては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあっては、昭和六十一年度において同じ。)の予算に係る國の負担(當該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される國の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づきされた國の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあっては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される國の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十一年度以後の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る國の負担又は補助、昭和六十一年度以後の年度の國庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十一年度以後の年度に繰り越されたものについては、なほ従前の例による。

（施行期日）
1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（施行期日）
附 則（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定、第十五条中身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定、第十九条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第十七条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第十三条の規定並びに附則第二条、第四条、第七条第一項及び第九条の規定並びに附則第十条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百五十一号）第六条第五十六号の改正規定（昭和六十二年四月一日）

三 及び四 略

五 第十四条の規定 第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十六条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一条の規定から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされてい
る許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの

法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(不服申立てに係る経過措置)

第七条

第十五条から第十九条までの規定の施行前にされた行政の処分に係るこれらの規定による改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは第四十二条の規定による審査請求若しくは再審査請求、老人福祉法第三十条若しくは第三十二条の規定による審査請求若しくは再審査請求、児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条(同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十三条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年九月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

第三条 (義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される國の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中児童福祉法第十二条の二の改正規定、同法第三十七条の改正規定(保健上)の下に「安定した生活環境の確保」を加える部分及び「おおむね二歳未満の」を削る部分に限る。)及び同法第四十一条の改正規定(乳児を除いて、保護者のない児童)を「保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)」に改める部分に限る。)

二 第一条中児童福祉法第三十四条及び第六十条の改正規定並びに附則第五条の規定(児童の売買、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本公表の日)について効力を生ずる日

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十一条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定

四 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十一条の改正規定(平成十八年四月一日)について効力を生ずる日

(保護受託者に関する経過措置)

第二条 都道府県は、この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧法」という)第二十七条第一項第三号の規定により保護受託者に委託されている児童について、第十九条の規定による改正後の児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定にかかるわらず、旧法第二十七条第五項又は第六項の規定によりその児童について定めた委託の期間が満了するまでの間は、従前の例により引き続き当該保護受託者に委託する措置を探ることができ

規定による改正後の児童福祉法第十三条第二項の規定により任用された児童福祉司とみなす。(家庭裁判所の承認を得て採る措置に関する経過措置)

第四条 平成十六年三月三十一日以前に第二条の規定による改正前の児童福祉法第二十八条第一項第一号又は第二号(ただし書の規定により採られた措置であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に採られているものについては、平成十六年四月一日に当該措置が採られたものとみなして、第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十八条第二項から第六項までの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という)第七十二条第六項から第九項まで及び第十一項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた第二条の規定による改正前の児童福祉法第七十二条第一項及び第二項の貸付金についても、適用する。この場合において、新児童福祉法第七十二条第六項中「前各項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十五号)第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下

「旧児童福祉法」という。)第七十二条第一項及び第二項」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは、「旧児童福祉法第七十二条第一項及び第二項」と、同条第八項中「第一項及び第二項」とあるのは、「旧児童福祉法第七十二条第一項」とあるのは、「旧児童福祉法第五十六条の二第三項」と、同条第十一項中「第一項から第五項まで」とあるのは、「旧児童福祉法第七十二条第一項及び第二項」と、「第五十六条の二第三項」とあるのは、「旧児童福祉法第五十五条の二第三項」と、同条第十一項中「第一項から第五項まで」とあるのは、「旧児童福祉法第七十二条第一項及び第二項」と、「前三項」とあるのは、「旧児童福祉法第七十二条第八項及び第九項」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(附則(平成一七年一月七日法律第一二三号)抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則(平成一七年四月一日法律第二五号)抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(児童福祉司に関する経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に用されている児童福祉司は、第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下

障害児施設等」という。)に入所又は入院をしていた者が、この法律の施行により障害福祉サービス(障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。)を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の基準の設定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた第四条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「旧児童福祉法」という。)第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る児童福祉法第二十四条の五の規定(以下この条から附則第二十一条までにおいて「旧児童福祉法」という。)第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援に係る児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)による障害児施設給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の九第一項の指定であつて、同号に掲げる規定の施行の際に、指定がなされないものについての当該処分については、なお従前の例によ

第二十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設医療費の支給に係る旧自立支援法第二十九条第一項の指定を受けている者は、施行日に、第五条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」といいう。)第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法(以下「旧児童福祉法」といいう。)第四十三条に規定する知的障害児通園施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用される

2 第一項の指定を受けたものとみなす。)この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」といいう。)第二十二条の三に規定する通所のみにより利用される

ものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けている施設の設置者は、施行日に、当該施設における新児童福祉法第三第一項の指定を受けたものとみなされた者である。この場合において、当該指定を受けたものは旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項のみにより利用されるものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた施設に係る新児童福祉法第二十四条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた施設の設置者は、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十二条の五の二十五第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十二条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第三第一項の規定により新児童福祉法第二十二条の三に規定する施設の設置者は、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

4 前項の規定により新児童福祉法第二十二条の三に規定する施設の設置者は、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされるとするに係る同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新児童福祉法第二十二条の五の十五第一項の申請をしないときは、新児童福祉法第二十二条の五の十六第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

第二十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十二条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

第二十四条 附則第二十二条第一項から第三項までの規定により新児童福祉法第二十二条の三に規定する施設の設置者は、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する施設の設置者であつて、旧児童福祉法第二十二条の三に規定する施設の設置者である。この場合において、当該指定を受けたものは、施行日に、新児童福祉法第二十二条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する医療型児童発達支援に係る新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

第二十六条 旧児童福祉法第二十二条の五の五第一項に規定する施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十七条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十二条の三第四項に規定する施設給付決定(通所のみの利用に係るものと除く。)を受けている障害児の保護者については、施行日には、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十二条の三第四項に規定する施設給付決定を受けたものとみなす。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなされた者に係る同条第六項に規定する給付決定期間は、同条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現にその者が受けている通所給付決定を受けたものとみなす。

第二十八条 前条の規定により新児童福祉法第二十二条の二第一項の指定を受けたものとみなされた施設の設置者であつて、旧児童福祉法第二十二条の五の二十五第二項の規定による届出をしたもののとみなす。

第二十九条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十二条の五の二十五第二項の規定による届出をしたもののとみなす。

第三十条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定を受けている者である。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなす。

第三十一条 施行日前に旧児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定を受けた者とみなす。

第三十二条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定により委託を受けてこれらの規定により行われる指導の事務に従事する者又は従事していた者に係る旧児童福祉法第二十七条の四の規定によるその事務に關して知り得た秘密を漏らしてお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置(旧児童福祉法第三十一条第四項、第六十三条の二第二項又は第六十三条の三第二項の規定により旧児童福祉法第二

十七条第一項第三号又は同条第一項に規定する措置とみなされる場合を含む。以下この条における同じ。)を受けた旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十二条の六、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定による市町村の措置を受けて、又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置(新児童福祉法第三十一条第四項の規定により新児童福祉法第十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。次項において同じ。)を受けた新児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援、新児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援又は新自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受けいるものとみなす。

新児童福祉法第五十三条及び第五十五条の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は旧児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用については、なお従前の例による。

施行日前に行われた旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用についての都道府県の支弁及び本人又は扶養義務者からの費用の徴収についても、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十九条第二項の届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三十四条

法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設を設置しているものとみなす。

2 旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行ひ、又は同条第四項の認可を得て旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）又は旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）を設置している者は、施行日に、それぞれ新児童福祉法第三十五条第三項の届出を行ひ、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなす。

第三十五条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項（旧児童福祉法第六十三条の二第三項の規定により読み替ええて適用する場合を含む。）に規定する施設給付決定（通所のみによる利用に係るものと除外。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院をしている者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、新自立支援法第十九条から第二十二条までに規定する手続を省略し、当該各号に定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る新自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を行うものとする。

第三十七条（施行前の準備）

第四条 都道府県が第十三条の規定に

る規定については、当該規定。以下この条において同じ。)を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第二十二条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十二条の規定によりなお記載する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前条の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一号抄(施行期日)
附 則(平成二十三年五月一日法律第三十七条)

(その他経過措置の政令への委任
第三十九条 二の附則に規定する

ののほか、一
置（罰則に
で定める。
日法律第三十七

新児童福祉法第二十一条の五の十八第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第四十五条第一項	新児童福祉法第十五条の規定による改正	後の人福社法（以下この
二十二条の五の二十三条	二十二条の十二の二十三	二十二条の三	二十二条の二十三	二十二条の二十三
新児童福祉法第十五条の規定による改正	新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第四十五条第一項	新児童福祉法第二十三条	新児童福祉法第十五条の規定による改正
二十二条の二十三	二十二条の二十三	二十二条の三	二十二条の二十三	二十二条の二十三

手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則

（平成二十六年六月一三日法律第六

九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にはあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（訴えの提起についても、なお従前の例による。）の訴えの提起についても、なお従前の例による。）の法律の規定によりなお従前の例によることと

される場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないことをされるものとの例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めた他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第五条第二節とし、同節第五節とする改正規定、同法第十一条第一項を第六節とする改正規定、同章第四節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同法第十一條第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第一節を同章第三節とする改正規定、同法第二章第六節中第二項第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項、第十二条の二、第十三条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第七条の規定並びに附則第二十一条中国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項及び第八項の改正規定（同法第十二条の二に改める部分を除く。）を「第十二条の二」に改める改正規定（第十三条を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定（公

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

（平成二七年七月十五日法律第五

六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

（平成二六年六月二十五日法律第七

九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

（平成二六年六月一三日法律第六

九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中国戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（第十三条を「第十二条の二」に改める部分を除く。）を「第十二条の二」に改める改正規定（第十三条を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定（公

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（養子縁組里親に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童福祉法（附則第六条において「旧法」という。）第六条の四第一項に規定する里親であつて、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日までに厚生労働省令で定めるところにより第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下この条において「養子縁組里親」という。）となることを希望する旨の申出をしたものの（その者又はその同居人が新法第三十四条の二十第一項各号（同居人があつては、同項第一号を除く。）のいずれかに該当するものを除く。）平成二十八年十月一日

く。)については、施行日から起算して一年間に限り、養子縁組親とみなす。

(児童福祉司に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に任用されている児童福祉司は、新法第十三条第三項の規定により任用された児童福祉司とみなす。

(情緒障害児短期治療施設に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する旧法第四

十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設は、新法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六五

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施

行する。ただし、第二条中児童福祉法第五十六

条の六第一項の次に一項を加える改正規定並び

に附則第十条及び第十二条の規定は、公布の日

から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途と

して、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日前に行われた児童福祉法第二十一条の五の四第一項第一号の規定による指定通所支援又は同項第二号に規定する基準該当通所支援に係る同項の規定による特例障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

第八条 施行日前に行われた児童福祉法第二十一条の五の十五第一項(同法第二十一条の五の十一

六第四項において準用する場合を含む。)又はこの法律の施行の際現に児童福祉法第六

条の二の二第三項、第二十一条の五の三第一項、第二十四条の二第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受け、同法第三十三

条の十八第一項に規定する情報公表対象支援の提供を開始している者についての同項の規定の適用については、同項中「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援(以下この条において「情報公表対象支援」という。)の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と、「情報公表対象支援の内容」とあるのは、「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援(以下「情報公表対象支援」という。)の内容」とする。

(政令への委任)

第九条 この法律の施行の際に児童福祉法第六

条の二の二第三項、第二十一条の五の三第一項、第二十四条の二第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受け、同法第三十三

条の十八第一項に規定する情報公表対象支援の提供を開始している者についての同項の規定の適用については、同項中「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援(以下この条において「情報公表対象支援」という。)の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と、「情報公表対象支援の内容」とあるのは、「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援(以下「情報公表対象支援」という。)の内容」とする。

(政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条(農業灾害補償法第一百四十

三条の二第一項にただし書を加える改正規定に限る。)及び第十条の規定並びに附則第六

条から第八条まで、第十三条及び第十四条の改

正規定を除く。)及び第六条の規定 平成三

十一年四月一日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一号各号に掲げる規

定についても、当該各規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(政令への委任)

第八条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

等の行為」という。)又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」といいう。)で、この法律の施行の日においてこれら等の行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手続を行なわなければならない事項についてその手続がされなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十二条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十三条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十四条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十五条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十六条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十七条 附則第一号から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

三十二条、第三十六条及び第四十七条から第
四十九条までの規定 公布の日

(検討)

第二十条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目標として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を

行なう。)で、この法律の施行の日においてこれらの規

定によりされている認定等の申請その他の行

為(以下この項において「申請等の行為」とい

う。)で、この法律の施行の日においてこれらの規

定により更新がなされていないものについての申

請である。)で、この法律の施行の日においてこれらの規

罰法」という。) 第十二条の改正規定、第二条及び第四条から第七条までの規定並びに附則第四条及び第六条の規定による改正後の暴力の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日

(経過措置)

第四条 新組織的犯罪処罰法第十二条(刑法第四条の二に係る部分に限る。)の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条(爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。)の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三第二項の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項(同法第一項に係る部分に限る。)の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条(同法第十条に係る部分に限る。)の規定及び第七条の規定による改正後のサリンによる人身被害の防止に関する法律第八条(同法第五条第三項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。)第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護であつて、当該時保護を開始した日から二月を超えているものについてのこの法律による改正後の児童福祉法第三十三条第五項の規定の適用に關しては、この法律の施行の日前の直近の児童福祉法第三十三条第四項の規定による引き続いでの一時保護を行つた日(引き続いての一時保護を行つた日から二月を経過するとの日を含む。)において、旧児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の一時保護が開始されたものとなす。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月二十日法律第五九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

施行日前に前条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。)の規定によりなされた認定等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)であつて児童(児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)以外の満二十歳に満たない小児慢性特定疾病児童等(旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)に係るもの又はこの法律の施行の際現に旧児童福祉法の規定によりなされている認定等の申請その他

(経過措置)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

施行日前に前条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。)の規定によりなされた認定等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)であつて児童(児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)以外の満二十歳に満たない小児慢性特定疾病児童等(旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)に係るもの又はこの法律の施行の際現に旧児童福祉法の規定によりなされている認定等の申請その他

(経過措置)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

施行日前に前条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。)の規定によりなされた認定等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)であつて児童(児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)以外の満二十歳に満たない小児慢性特定疾病児童等(旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)に係るもの又はこの法律の施行の際現に旧児童福祉法の規定によりなされている認定等の申請その他

(経過措置)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

六条の二第二項第二号に規定する成年患者をいう。以下この条において同じ。)に対してもなされた処分等の行為又は成年患者によりなされた申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年六月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ 略

ロ 第四条の規定（児童福祉法第二十五条の二の改正規定及び同法第三十四条の十五第五項ただし書の改正規定を除く。）

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

ハ 第四条中児童福祉法第三十四条の十五第五項ただし書の改正規定

（乳児等通園支援事業の認可に関する準備行為）

第七条 第四条の規定（附則第一条第四号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法（次項において「新児童福祉法」という。）第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同項の規定により、その申請を行うことができる。

市町村長は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、第四号施行日前においても、新児童福祉法第三十四条の十五第二項から第六項まで並びに第三十四条の十六第一項及び第二項の規定の例により、当該認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討

を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。